

## 審 議 結 果

会 議 名	第3回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	令和7年2月21日（金）10時00分～11時00分
開 催 場 所	かわぐち市民パートナーズステーション第4会議室
出 席 者 （委員長に◎、副委員長に○）	◎杉浦委員長、間鍋委員、平賀委員、吉田委員、日下部委員、小松委員 協働推進課事務局：堀江次長、永瀬課長補佐、真壁主査、岡田主査
議 題	1 開 会 2 審議事項 （1）第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について 3 報告事項 （1）埼玉県内のパートナーシップ制度に係る連携について 4 その他 5 閉 会
公開／非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由	—
傍 聴 人 の 数	1名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画（案）について意見募集結果 資料No.2 パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書 別添資料No.1 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

## 審議経過（要点筆記）

<p>第3回委員会</p> <p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul> <p>（事務局）</p> <p>委員9名のうち6名が出席していることから、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項により、本日の会議が成立することを説明した。</p> <p>また、1名から傍聴の申し出があり、委員の賛成多数により入室を許可した。</p>
--

## 2 審議事項

### (1) 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について

#### (事務局)

前回の会議で出た意見を基に事務局で検討した結果、修正した箇所があるため説明する。

- ・別添資料No.1の目次のページの第2章計画の内容の2施策の展開の基本目標について順番を入れ替えた。
  - ・8ページの(2)困難女性支援法に定めている支援対象者に、国から示されている「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に記載されている表現に合わせ、「年齢、障害の有無、国籍等は問わない」を追記した。
  - ・12ページの上から2行目と、下から5行目の配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)の表記を統一した。
  - ・15ページの計画の体系の基本目標の順番を入れ替えた。  
基本目標1に、前回基本目標2に位置づけていた「DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化」を繰り上げ、前回基本目標3の「DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立」を基本目標2とし、併せて「自立への支援」の表記を加えた。以下、「関係機関と連携協力」は前回の基本目標4から3へ、「暴力を許さない社会づくりの推進」を基本目標1から基本目標4へ入れ替えた。
  - ・16ページの2施策の展開の基本目標1では、文章中の配偶者暴力相談支援センターの表記を統一。下から数えて8行目を困難女性支援法に基づく記載に合わせて「本人の意向に寄り添いながら」から「本人の意思を尊重し」に変更した。
  - ・17ページの施策①、施策②、18ページの施策③の配偶者暴力相談支援センターの表記も統一した。
  - ・19ページの基本目標2のDV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立に続いて「への支援」を追記し、DV被害者について述べた箇所と困難な問題を抱えた女性について述べた箇所の表記を整理した。また、文章中下から8行目、「様々」の後に、「な理由」を追記した。
  - ・20ページの施策④の関係課に「子育て支援課」を追記した。こちらは、DV避難者の児童手当の申請や、ひとり親支援やひとり親になる前からの支援も重要であることから、関係課に追加した。
  - ・22ページの上から1行目のDV被害者の後に、「及び困難な問題を抱える女性」を追記した。
  - ・23ページの施策②の関係課に「子育て相談課」を追記した。これは、児童虐待が疑われる場合に児童相談所と子育て相談課が連携し、対応していることから追加した。
- 以上が修正した箇所です。

令和6年12月6日から令和7年1月4日までの期間において、資料に記載の受付方法、周知方法、閲覧方法により意見募集を行ったが、市民から意見はなかった。この結果については、広報かわぐち2月号や、市のホームページに掲載している。

## 3 報告事項

### (1) 埼玉県内のパートナーシップ制度に係る連携について

#### (事務局)

川口市パートナーシップ届出制度については令和7年1月1日から開始した。

また、パートナーシップ制度に届け出ている利用者が、住所を異動する場合の手続きの

負担を減らすため、埼玉県内の市町村が「パートナーシップ制度に係る連携協定」を締結しており、川口市も2月5日付けでこの連携協定に参加した。

#### 4 その他

(事務局)

第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画を市長へ答申する予定であることを伝えた。

#### 【質疑応答】

《第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について》

##### ●委員からの質問

基本目標2《課題》の一部が原案と比べて入れ替えられているが、変更の主旨を伺いたい。

→事務局から回答

DV被害者、困難な問題を抱える女性の表記を整理した。

◇委員長からの意見

前回「DV被害者及び困難な問題を抱える女性」を冒頭で示し、全体を整理して欲しいとの意向を反映してもらった。

##### ●委員からの質問

基本目標2《課題》では「本人の意向に寄り添った」とあるが、基本目標1《課題》では「本人の意思を尊重し」とあり、あえて変えているのか主旨を伺いたい。

◇委員長からの意見

原案では、基本目標1《課題》も基本目標2《課題》も「本人の意向に寄り添った」とあったが、「意思の尊重」という言葉がとても大事なため基本目標1《課題》を変更した。

##### ●委員からの質問

基本目標2《課題》で、DV被害者と被害者が混在していて分かりにくい。

→事務局から回答

段落を変えるなど整理したい。

##### ●委員からの質問

基本目標1「施策①早期発見のための通報」の関係課について、子育て相談課はある程

度重度になったときに対応する部署のため、早期発見ということであれば子育て支援センターを管轄している子育て支援課や、児童館を管轄している青少年対策室が一番の窓口になると思うが、他の施策を考えると全部該当してしまうのかとも思う。

各施策の関係課はどのようなスタンスで決めているのか？

→事務局から回答

関係課については、事前に関係部署が集まる会議で説明し、意見をもらっている。早期発見については、子育て支援課等からは該当する旨の意見はなかったが、早期発見のためには様々な部署との連携が必要となるので、関係課に追記できるかを調整したい。

●委員からの質問

基本目標2事業の概要の「被害者」「加害者」という表現にDVと付けないのは意図的なのか。困難な問題を抱える女性の場合で言うと、「被害者」というよりは「相談者」の方がよいのでは？

◇委員長からの意見

「相談者」と「被害者」どちらの表現がふさわしいか。あるいは各々書き分ける必要があるのか。「DV被害者及び相談者」と統一したらどうか？

→事務局から回答

困難な問題を抱える女性の法律については範囲が広く、女性の抱える問題は様々である。特にDVについては「被害者」という表現がふさわしいと思うが、「被害者」と言うと、暴力だけではなく、様々なことで被害を被っているという意味にもとれる。それ以外でも様々な問題に困っている方がいてその相談も受けるということであれば、「相談者」という表記も可能だが、表現については整理させていただく。

●委員の意見と質問

基本目標3の支援調整会議の設置について、構成メンバーや設置時期について伺いたい。

→事務局から回答

まず、現在、県のシェルターを利用しており、本市で支援調整会議を設ける場合、県のシェルターとの連携も重要であるため、構成メンバーの一員に考えている。

しかし、埼玉県でも同様の会議体を設ける予定。その構成メンバーが川口市で考える構成メンバーと被ってしまうため、県の会議体が設立され構成メンバーが固まってから川口市の支援調整会議を考えたい。また、民間団体も構成メンバーになりうるため、県の動向を注視していく。会議を注視して検討していく。

支援調整会議とは、様々な困難な問題を抱える女性をどうやって支援していくかを関係部署が集まって、今後の方針などを話し合うような会議となる。実際に今も現場を担当する部署と情報共有を図りながら対応しているが、そのような対応を積み重ねることで、それぞれの地域で抱える課題があぶり出され、その課題について広域でどう対応していくのかを検討する場になっていくものと思われる。

●委員の意見と質問

基本目標2の施策③被害者に関する個人情報保護の中に、「居場所が特定されないように助言します。」とあるが、何かを停止することはできないのか。

DV被害者はDV加害者（男性）をととても怖がっているのではないか。

→事務局から回答

配偶者暴力相談支援センターでは、母子で避難している場合、居場所が特定されないよう、健康保険の手続きや年金番号などの通知を行う部署への手続きに必要な書類の発行を行っている。まずはご相談いただきたい。

●委員からの意見

就職相談員をやっているが、仕事を探しに来る女性が多い。暴力的なことは話さないのかわからないが、夫からの収入がないなど経済的なことで悩んでいる女性が多い。子どもがいて、仕事もして、生活費もなく精神的にととても疲弊している。そこから病気を発症する方も非常に多い。私が基本目標の中の「被害者」にDVが付くのか付かないのかを気にするのは、経済的に非常に困難な状態に置かれている者に対して、何か社会的な支援がないと、国が良くなると日々感じている。いきなりは無理でももう少し進展させていただきたいと思う。

●委員からの意見

川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題の②暴力を受けた際の相談先で公的機関（市や県の相談窓口や電話相談）の男性の相談件数が0件なのは、プライドなのか？女性の窓口相談となっているから、男性が相談できないのではと思った。

◇委員長からの意見

DV被害者男性の支援は社会的な課題ともなっている。加害者更生という、加害者男性へのアプローチも、もちろん必要だが、数は少ないかもしれないが、男性が被害者となるケースもある。無抵抗の若い男性が物理的暴力の被害を受けることもある。委員がご指摘の通り、被害者男性が相談しにくいのではないかと、という視点は重要であると思う。

●委員からの意見

従業員約900名のうち約700名が女性。従業員へは常々「人に優しい会社だ」と言っているが、経済的に困難な問題を抱える女性がいるのでは？実際に「お金が足りない」と声を上げてくれればダブルワークのような形で案内することもできるが、なかなかこちらから飛び込んで寄り添う機会を設けられない。

●委員からの意見

アメリカで10年ほど暮らしていたが、行った時から性的マイノリティとしての支援が当たり前であり、やはり日本はまだ遅れていたのが、やっと追いついてきた。

会議の内容は、以上のとおりです。

令和7年3月28日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

杉浦 浩美

---

川口市男女共同参画推進委員会委員

平賀 浩子

---